

岩手県から住民票を異動しないで県外に避難されている方の 特定健康診査または後期高齢者健康診査の受診のお知らせ

東日本大震災津波により、岩手県の市町村（対象は次に記載する市町村）から住民票を異動しないで県外に避難されている方のうち、市町村国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入されている方は、令和3年4月以降も引き続き、特定健康診査または後期高齢者健康診査（以下、「特定健診等」といいます。）を避難先でも受診できます。

対象者

岩手県内の以下の市町村（避難元市町村）から住民票を異動しないで県外に避難されている方のうち、市町村国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入されている方

大船渡市、釜石市、大槌町

受診期間

令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで

検査内容

特定健診等の基本項目に沿った身体測定、血圧、尿検査など

※ 詳細な健診項目として、心電図検査、眼底検査、貧血検査、血清クレアチニン検査（eGFRによる腎機能の評価を含む）の4項目は、医師が必要と認めた場合に実施します。

※ 市町村で独自で追加している検査項目やがん検診等は除かれます。

受診の流れ

- ① 避難元市町村または岩手県後期高齢者医療広域連合に、特定健診等を受診したい旨を電話等により連絡してください。
- ② 避難元市町村から「受診券」または「*セット券」、「実施機関一覧表」および「昨年度の健診結果」が送付されます。※ セット券:「特定健康診査」の結果、「特定保健指導」の対象者に該当した場合、特定健康診査当日に初回面接を実施出来る「利用券」を兼ねているもの。
- ③ 「実施機関一覧表」に掲載されている健診機関に予約を入れてください。

【「健診当日初回面接が「○」に該当する健診機関の場合」

(1) 受診券で受診する場合

「受診券」、「被保険者証」、「昨年度の健診結果」を持参し、予約した健診機関で受診してください。

(2) セット券で受診する場合

「セット券」、「被保険者証」、「昨年度の健診結果」を持参し、予約した健診機関で受診してください。健診の結果、特定保健指導の対象となった場合に当日にそのまま初回面接が受けられます。

【上記以外の健診機関の場合】

健診当日の初回面接に対応していない機関ですが、受診券・セット券のいずれを持参しても特定健診を受けられます。（手順については上記(1)参照。）

受診上の注意

- 受診の前日または当日の食事や服薬などについては、受診する健診機関に確認してください。
- 健診結果は、後日、健診機関から送付されますので、受診後に住所が変わった方は、必ず健診機関に連絡してください。

お問い合わせは避難元市町村等へ（連絡先は裏面をご覧ください。）



岩手県国民健康保険
イメージキャラクター
「ハピルスくん」

国民健康保険に加入されている方はこちら

市町村名	担当課	電話（内線）	ファクシミリ	電子メールアドレス
大船渡市	健康推進課	0192-27-1581	0192-27-1589	ofu_kenkou@city.ofunato.iwate.jp
釜石市	市民課	0193-22-2111 （内線 222）	0193-22-6220	simin@city.kamaishi.iwate.jp
大槌町	町民課	0193-42-8713 （内線 137）	0193-42-6297	nenkin@town.otsuchi.iwate.jp

後期高齢者医療制度に加入されている方はこちら

名称	担当課	電話	ファクシミリ	電子メールアドレス
岩手県後期高齢者医療広域連合	業務課	019-606-7507	019-606-7505	soumu@iwate-kouiki.jp

制度全般のお問い合わせについてはこちら

名称	担当課	電話	ファクシミリ	電子メールアドレス
岩手県	健康国保課	019-629-5477	019-629-5474	AD0003@pref.iwate.jp